

公立大学法人滋賀県立大学病原体等安全管理規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 安全管理体制（第3条―第7条）
- 第3章 安全管理基準（第8条―第17条）
- 第4章 健康管理（第18条―第21条）
- 第5章 その他（第22条・第23条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）における病原体等の取扱いおよび安全管理に関し必要な事項を定め、病原体等の使用に起因して発生する曝露および病原体等による事故を未然に防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）「病原体等」とは、細菌、真菌、ウイルス、プリオン、寄生虫、およびこれらの産生する毒性物質、発がん性物質およびアレルゲン等生物学的作用を通してヒトまたは動物に危害を及ぼす要因となるものをいう。
- （2）「病原性」とは、病原体等が何らかの機構により、ヒトまたは動物・植物に危害を及ぼすことをいう。
- （3）「BSL」とは、病原体等を使用する実験（以下「実験」という。）におけるバイオセーフティレベルのことをいう。
- （4）「ABSL」とは、動物を用いた実験におけるバイオセーフティレベルをいう。
- （5）「特定病原体等」とは、感染症法で規定する一種病原体等、二種病原体等、三種病原体等および四種病原体等をいう。
- （6）「病原体等管理区域」とは、BSL2またはABSL2（以下、「レベル2」という。）実験室およびその他の病原体等の安全管理が必要な特定の区域（以下「管理区域」という。）をいう。この場合、管理区域には、病原体等を保管または滅菌する区域が含まれる。
- （7）「取扱者」とは、本学において病原体を取り扱う本学教職員、学生（授業によりレベルの低い病原体等を取り扱う場合を除く。）、他機関から受け入れた研究員をいう。
- （8）「取扱責任者」とは、取扱者によって実施される実験の安全管理上の責任を負う者（本学の専任教員に限る。）をいう。
- （9）「部局」とは、公立大学法人滋賀県立大学学則第3条から第6条および公立大学法人滋賀県立大学事務局規則第2条に規定する組織をいう。

第2章 安全管理体制

(理事長の責務)

第3条 理事長は、本学における病原体等の取扱いに係る安全管理に関する業務を統括し、包括的な責任を負う。

(専門委員会の設置)

第4条 理事長は、この規程の適正な実施のために、研究推進委員会内に滋賀県立大学バイオセーフティ専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(実験部局の長の責務)

第5条 実験を実施する部局等の長（以下「部局長」という。）は、当該部局における病原体等の安全管理に関し包括的な責任を負う。

(取扱責任者)

第6条 取扱責任者は、実験に関し、第9条および第10条に規定された届出、申請を行わなければならない。

2 取扱責任者は、実験における病原体等の安全管理に関し責任を負う。

(取扱者)

第7条 取扱者は、管理区域内で病原体等を取り扱う場合は、この規程に適合する方法に依らなければならない。

第3章 安全管理基準

(病原体等のBSL分類およびABSL分類)

第8条 病原体等の取扱いに関わる基準は、別表1の付表1から4に定める。

2 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、病原体等のレベルの分類が前項の基準によることができないと認めた場合は、委員会に諮り、実験方法および取扱いの量等により当該病原体等の取扱い分類を別に決定することができる。

(実験室等の安全整備および運営に関する基準等)

第9条 本学においては、BSL3またはABSL3（以下、「レベル3」という。）以上に該当する病原体等の取扱いはできないものとする。

2 病原体等を取り扱う実験室は、別表1の付表2から付表4、別表2、および別表3に定める基準にしたがって必要な設備を整え、運営されなければならない。

3 レベル2の病原体等を用いる実験室を設置（変更を含む。）する場合、取扱責任者はバイオセーフティ実験室登録申請書（様式第1号）を理事長に提出し、承認を得るものとする。

4 取扱責任者は、第3項の届出に係る実験室の使用が終了したときは、バイオセーフティ実験室使用終了届（様式第3号）によりその旨を理事長に届け出なければならない。

5 取扱責任者は、第3項と第4項の申請（届出）について、部局長を経て、理事長に提出するものとする。

(病原体等の取扱手続)

第10条 取扱責任者は、レベル2の病原体等を新たに用いて実験し、または新たに保管しようとするときは、病原体等取扱届（様式第4号）により、あらかじめ理事長に届け

出なければならない。

- 2 取扱責任者は、第2項の届出に係る病原体等の実験または保管が終了したときは、病原体等取扱中止・終了届（様式第5号）によりその旨を理事長に届け出なければならない。
- 3 取扱責任者は、第1項と第2項の届出について、部局長を経て、理事長に提出するものとする。

（病原体等の運搬）

第11条 レベル2の病原体等の運搬については、万国郵便条約の通常郵便に関する施行規則（平成19年8月31日号外総務省告示第511号）によるほか、WHOの「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス」（以下「WHO輸送ガイダンス」という。）に準拠し、WHO輸送ガイダンスのカテゴリーAまたはカテゴリーBにて運搬しなければならない。

（管理区域の表示）

第12条 レベル2実験室の出入口には、国際バイオハザード標識を表示しなければならない。

（取扱者の要件）

第13条 取扱者は、レベル2実験室において実験を行おうとするときは、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 使用する病原体等に関し、その生物学的性質、人体に対する病原性、安全な取扱い方法、起こりうるバイオハザード、取扱施設の構造、曝露発生時の緊急時処置等について、十分な知識を有し、かつ技術的修練を積まなければならない。
- (2) 第20条に規定する定期の健康診断を受診しなければならない。

（病原体等の滅菌等の処置）

第14条 取扱者は、病原体等（病原体等に汚染された物およびそのおそれのある物を含む。）を実験終了後に廃棄処理しようとするときは、別表3に示した基本的事項にしたがい適切な消毒、滅菌方法で処理しなければならない。

（曝露および曝露時の対応）

第15条 次に掲げる事態が発生したときは、これを曝露として取り扱うものとする。

- (1) 管理区域内の安全設備の機能に重大な欠陥が発見されたとき。
 - (2) 第20条および第21条に規定する健康診断の結果、実験に用いた病原体等による健康障害であることが曝露直後の報告により明確に特定できるとき。
 - (3) 第22条第2項に規定する報告があったとき。
- 2 前項第1号から第3号までの曝露を発見した場合は、遅滞なく委員長に通報しなければならない。
 - 3 曝露の報告を受けた委員長は、直ちに理事長に報告し、速やかに所要の措置を講じなければならない。
 - 4 委員長は、事後処置後の安全を確認したときは、遅滞なく理事長に報告しなければならない。

（緊急事態の措置）

第16条 理事長は、地震、火災その他の災害により、病原体等の安全管理に関し、必要があると判断した場合は、直ちに緊急対策本部を設置しなければならない。

- 2 委員長は、前項の緊急対策本部が設置されるまでの間、緊急事態に即応した措置を講ずるとともに、速やかに緊急事態の内容および範囲、ならびに講じた緊急措置の内容を理事長に報告しなければならない。
- 3 地震または火災等の災害による被害の防止対策および大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月15日法律第73号）第2条第13号に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合において講じなければならない措置は、この規程に定めるもののほか、滋賀県立大学危機管理対策基本マニュアルおよび各部局等の消防計画の定めるところによる。

（緊急対策本部）

第17条 前条第2項に規定する緊急対策本部は、理事長および委員会の委員で組織する。

- 2 緊急対策本部に本部長を置き、理事長をもって充てる。
- 3 緊急対策本部は、次の事項を指揮し処理する。
 - (1) 被汚染者の処置に関すること。
 - (2) 病原体等の逸出の防止対策に関すること。
 - (3) 汚染防止ならびに汚染された場所および物の処置に関すること。
 - (4) 汚染区域の指定に関すること。
 - (5) 汚染区域の安全性調査および汚染区域の解除に関すること。
 - (6) 広報活動に関すること。
 - (7) その他緊急事態における病原体等の安全管理に関し必要なこと。
- 4 本部長は、病原体等に関する安全性が確認され緊急事態が解消したときに、緊急対策本部を解散する。

第4章 健康管理

（定期の健康診断）

第18条 理事長は、レベル2の病原体等の取扱者に対して、少なくとも年1回、定期の健康診断を実施しなければならない。

（臨時の健康診断）

第19条 理事長は、必要と認める場合には、取扱者および病原体等に感染したおそれのある者に対して臨時の健康診断を受けさせることができる。

（健康診断後の措置）

第20条 理事長は、健康診断の結果、当該健康診断を受診した者（以下「受診者」という。）にレベル2の病原体等による感染が疑われるときには、直ちに医師による診察または処置を受けさせるとともに安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。

（健康診断の記録）

第21条 理事長は、受診者の健康診断の記録を作成しなければならない。

- 2 前項の記録は、受診後（受診者の異動または退職（学生にあっては、卒業または退学）の後も含む。）原則として5年間、これを保存しなければならない。ただし、取り扱った病原体等の潜伏期間が短いものについては、この限りではない。

第5章 その他

(遵守義務)

- 第22条 取扱者は、病原体等の取扱いについて、安全管理の重要性を十分理解し、この規程を遵守するとともに、感染症法、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（昭和48年法律第105号）等の関連法規に定められた規定を遵守しなければならない。
- 2 取扱者は、実験・検査に用いた病原体等による感染症が疑われる場合は、取扱責任者を通して関係者に自ら申し出る義務を負う。
 - 3 取扱者は、この規程の定めるところによらなければ病原体等を取り扱うことはできない。
 - 4 取扱者は、この規程に反する重大な事項に気づいた場合には、委員会に報告しなければならない。

(雑則)

- 第23条 この規程に定めるもののほか、病原体等の取扱いに関し必要な事項は、研究推進委員会が別に定める。

付 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

別表 1

病原体等の取扱いにおいては、病原体等のリスク群分類（付表 1-1）を基準として、付表 1-2 に示した各項目をリスク評価し、病原体等のバイオセーフティレベル（BSL）分類を定め、これに対応する実験手技と安全機器（付表 2）及び実験室の設備（付表 3）を適用することで、病原体等取扱者と以下に掲げる関連者の安全を確保する。実験動物における病原体等の取扱いについても同様とする。

付表 1-1 病原体等のリスク群による分類

本表においては、検定・検査・研究活動を行う実験室における通常の取扱い量及び取扱い方法を考慮し、ヒトへのリスクを基準として、病原体等を 4 つのリスク群に分類した。家畜、環境、大量生産、バイオテロリズム対策など、それ以外の条件下における病原体等のリスク群分類としては利用できない。「病原体等取扱者」及び「関連者」（病原体等取扱者と感染の可能性がある接触が直接あるいは間接的に起こりうるその他の人々。）の健康への影響に基づき、WHO の「実験室バイオセーフティ指針第 3 版（2004 年）」の考え方をもとにして分類されている。

リスク群 1（「病原体等取扱者」及び「関連者」に対するリスクがないか低リスク）

ヒトあるいは動物に疾病を起こす見込みのないもの。

リスク群 2（「病原体等取扱者」に対する中等度リスク、「関連者」に対する低リスク）

ヒトあるいは動物に感染すると疾病を起こし得るが、病原体等取扱者や関連者に対し、重大な健康被害を起こす見込みのないもの。また、実験室内の曝露が重篤な感染を時に起こすこともあるが、有効な治療法、予防法があり、関連者への伝播のリスクが低いもの。

リスク群 3（「病原体等取扱者」に対する高リスク、「関連者」に対する低リスク）

ヒトあるいは動物に感染すると重篤な疾病を起こすが、通常、感染者から関連者への伝播の可能性が低いもの。有効な治療法、予防法があるもの。

リスク群 4（「病原体等取扱者」及び「関連者」に対する高リスク）

ヒトあるいは動物に感染すると重篤な疾病を起こし、感染者から関連者への伝播が直接または間接に起こり得るもの。通常、有効な治療法、予防法がないもの。

付表 1-2 リスク評価項目

病原体等を実験室内で取扱う場合の病原体等の取扱いの具体的なバイオセーフティレベル（BSL）分類は、付表 1-1（病原体等のリスク群による分類）を参照に、WHOの「実験室バイオセーフティ指針第3版（2004年）」の考え方をもとにして、以下の各項目をリスク評価して決定する。

1. 取扱う病原体等の病原性（量、取扱い条件も考慮する）。
2. 病原体等の取扱い様式（エアロゾル発生の有無を考慮する）。
3. 取扱う病原体等が国内に常在するか否か。
4. 取扱う病原体等の伝播様式と宿主域（取扱い病原体等に対する免疫状況、宿主集団の密度及び移動、媒介動物の存在、衛生状況も考慮する）。
5. 有効な予防対策法をとることができるか否か（予防接種等による予防、衛生対策、宿主動物または媒介動物対策も考慮する）。
6. 有効な治療法があり、それを受けることができるか否か（血清療法、曝露後ワクチン接種及び、抗菌剤、抗ウイルス剤、その他の化学療法剤も考慮する）。
7. 薬剤耐性株の出現の可能性。
8. 院内感染の重要な病原体等であるか否か。

註：本安全管理規程では、

- ① 国内に常在しない病原体等についてはより高いBSLに分類する場合がある。
- ② 臨床検体及び診断用検体の取扱いは通常BSL2で行う。ただし、臨床診断等からよりリスクの高い病原体等が原因として疑われるときは、より高いBSLで扱うことを考慮する。
- ③ この分類において、「動物」は実験動物とする。

付表 1-3 動物実験におけるリスク評価項目

病原体等を用いた動物実験においては、付表 1-2 に以下の項目を加え、実験動物及びヒトへの感染のリスク評価を行い、動物バイオセーフティレベル（ABSL）分類を決定する。

1. 取扱う病原体の実験動物間での感染・伝播様式
2. 取扱う病原体を実験動物に接種する場合の感受性
3. 接種した病原体の体外への排出機構及びその量
4. 感染動物が野外へ出た場合、同種野生動物への感染及びヒトへの伝播

註：感染を伴わない毒素接種による検査については別途考慮する。

付表2 病原体等のリスク群分類と、実験室のBSL分類、実験室使用目的、
実験手技及び安全機器との関連性

病原体等の取扱う実験室は、基本的なバイオセーフティレベルである実験室（BSL1及びBSL2）と、封じ込め実験室（BSL3）、高度封じ込め実験室（BSL4）のいずれかに分類される。BSL1～4実験室の分類は、実験室の設計上の特徴、建築法、封じ込め設備、実験室内に設置される機器、実験手技や機器の運用方法に基づき決定される。付表2 実験手技と安全機器は、病原体等を取扱う際に必要な実験室のBSLを決定するための基準と、病原体等のリスク群との関連性を示したものである。ただし、病原体等の取扱いBSLは複数の要因を複合的に判断して決定するため、病原体等のリスク群と使用すべき実験室のBSLは、厳密に1対1対応するものではない。

病原体等のリスク群	実験室のBSL	実験室の使用目的	実験手技及び運用	実験室の安全機器
1	基本実験室－BSL1	教育、研究	GMT	特になし（開放型実験台）
2	基本実験室－BSL2	一般診断検査、研究	GMT、PPE、バイオハザード標識表示	病原体の取扱いはBSCで行う
3	封じ込め実験室－BSL3	特殊診断検査、研究	上記BSL2の各項目、専用PPE、立入り厳重制限、一方向性の気流	病原体の取扱いの全操作をBSCあるいは、その他の一次封じ込め装置を用いて行う
4	高度封じ込め実験室－BSL4	高度特殊診断検査	上記BSL3の各項目、エアロックを通っての入室、退出時シャワー、専用廃棄物処理	クラスⅢBSCまたは、陽圧スーツとクラスⅡBSCに加え、両面オートクレーブ、給排気はフィルターろ過

*略語 BSC：生物学用安全キャビネット、GMT：標準微生物学実験手技

PPE：個人用曝露防止器具

付表3 BSL実験室の安全設備基準

	BSL			
	1	2	3	4
実験室の独立性* ¹	不要	不要	必要	必要
汚染除去時の実験室気密性	不要	不要	必要	必要
換気:				
内側への気流	不要	不要	必要	必要
制御換気系	不要	不要	必要	必要
排気のHEPAろ過	不要	不要	必要	必要
入口部二重ドア(インターロック* ²)	不要	不要	必要	必要
エアロック* ³	不要	不要	不要	必要
エアロック+シャワー	不要	不要	不要	必要
前室* ⁴	不要	不要	必要	必要* ⁵
排水処理* ⁶	不要	不要	必要	必要
オートクレーブ:				
管理区域内	不要	必要	必要	必要
実験室内	不要	望ましい	必要	必要
両面オートクレーブ	不要	不要	望ましい	必要
生物学用安全キャビネット	不要	必要* ⁷	必要	必要
作業従事者の安全監視機能* ⁸	不要	不要	必要	必要

* 1 施設内の通常の人の流れからの実質的、機能的隔離。

* 2 二重ドアで構成される部屋は前室に相当する。なお、インターロックドアとは同時に2枚の扉が開放されないような機構を有するドアのことをいう。

* 3 エアロックとは気圧を保つために設ける機構のこと。通常は複数の扉を設け、インターロックドアとなっている。

* 4 実験室につながる隣室。

* 5 BSL 4実験室の前室は、入口部二重ドア、エアロック、エアロック+シャワーが相当する。

* 6 一般排水処理とは異なる消毒滅菌処理のことをいう。

* 7 エアゾール発生のおそれがある場合は、生物学用安全キャビネットが必要。

* 8 たとえば、観察用窓、監視カメラ、インターフォン、双方向性モニター設備など。

付表4 病原体等取扱い動物実験施設のABSL分類、実験手技、安全機器及び設備基準

ABSL1～4の動物実験を実施し、また、動物実験施設を運営するために、各ABSLに対応する実験手技、安全機器及び設備基準について下表にまとめた。

ABSL	実験手技	安全機器	設備基準
1	通常の動物実験の条件として、 標準動物実験手技、標準微生物実験手技、立入り制限、専用服を要する。	特になし。	通常の動物実験施設の条件として、 動物実験施設の独立性、立入り者の管理・記録、動物逸走防止対策、昆虫・野鼠等の侵入防止、室内、飼育装置など洗浄・消毒可能な仕様を要する。
2	ABSL1の要件に加え、 防護服、国際バイオハザード標識表示、糞尿・ケージ等の滅菌処理、移動用密閉容器を要する。	エアロゾル発生の恐れがある場合は陰圧飼育装置及びBSC、動物実験施設内にオートクレーブ。	ABSL1の要件に加え、 立入り者の制限、動物安全管理区域からの動物逸走防止対策を要する。
3	ABSL2の要件に加え、 専用防護服及び履物、二重以上の気密容器による移動を要する。	全操作BSC使用。 飼育は動物飼育用BSC、グローブボックス、またはアイソレーションラックを使用、動物安全管理区域内にオートクレーブ。	ABSL2の要件に加え、 立入り者の厳重制限、出入口インターロック、前室の設置、気流の一方向性、排気のHEPAろ過、作業者の安全監視機能を要する。
4	ABSL3の要件、及びその他はBSL4に準じる。	ABSL3の要件、及びその他はBSL4に準じる。	ABSL3の要件、及びその他はBSL4に準じる。

BSC：生物学用安全キャビネット

別表2 病原体等取扱実験室の安全設備及び運営基準

- BSL 1 (1) 通常の微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。
(2) 一般外来者は当該学部の管理者（学部長等）の許可及び管理者が指定した立会いのもと立入ることができる。
- BSL 2 (1) 通常の微生物学実験室を限定した上で用いる。
(2) エアロゾル発生のおそれのある病原体等の実験は必ず生物学用安全キャビネットの中で行う。
(3) オートクレーブは実験室内、ないし前室（実験室につながる隣室）あるいはさらにその周囲の部屋に設置し使用する。できるだけ実験室内に置くことが望ましい。
(4) 実験室の入り口には国際バイオハザード標識を表示する。
(5) 実験室の入り口は施錠できるようにする。
(6) 実験室のドアは常時閉め、一般外来者の立入りを禁止する。
- BSL 3 (1) BSL 3 区域は、他の区域から実質的、機能的に隔離し、二重ドアにより外部と隔離された実験室を用いる。
(2) 実験室の壁、床、天井、作業台等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。
(3) ガス滅菌が行える程度の気密性を有すること。
(4) 給排気系を調節することにより、常に外部から実験室内に空気の流入が行われるようにする。
(5) 実験室からの排気はヘパフィルターでろ過してから大気中に放出する。
(6) 実験室からの排水は消毒薬またはオートクレーブで処理してから排出し、さらに専用の排水消毒処理装置で処理してから一般下水に放出する。
(7) 病原体を用いる実験は、生物学用安全キャビネットの中で行う。
(8) オートクレーブは実験室内に置く。
(9) BSL 3 区域の入り口には国際バイオハザード標識を表示する。
(10) BSL 3 区域の入り口は施錠できるようにする。
(11) 入室を許可された者及び管理に関わる者以外の立入りは禁止する。
- BSL 4 (1) BSL 4 区域は他の区域から実質的、機能的隔離を行い独立した区域とし、BSL 4 実験室とそれを取り囲むサポート域を設ける。また、独立した機器室、排水処理施設、管理室を設ける。
(2) 実験室の壁、床、天井はすべて耐水性かつ気密性のものとし、これらを買

通する部分（給排気管、電気配線、ガス、水道管等）も気密構造とする。

- (3) 実験室への出入口には、エアロックとシャワー室を設ける。
- (4) 実験室内の気圧は隔離の程度に応じて、気圧差を設け、高度の隔離域から、低度の隔離域へ、又低度の隔離域からサポート域へ空気が流出しないようにする。
- (5) 実験室への給気は、1層のHEPAフィルターを通す。実験室からの排気は2層のHEPAフィルターを通して、外部に出す。この排気ろ過装置は予備を含めて2組設ける。
- (6) 実験室内の滅菌を必要とする廃棄物等の滅菌のために、実験室とサポート域の間には両面オートクレーブを設ける。
- (7) 実験室からの排水は専用オートクレーブにより121℃以上に加熱滅菌し、冷却した後、専用排水消毒処理装置でさらに処理してから、一般下水へ放出する。
- (8) 実験は完全密閉式のグローブボックス型安全キャビネット（クラスIII安全キャビネット）の中で行う。
- (9) BSL4区域の入り口には国際バイオハザード標識を表示する。
- (10) BSL4区域の入り口は施錠できるようにする。
- (11) 入室を許可された者及び管理に関わる者以外の立入りは禁止する。

別表3 特定病原体等の保管等の技術上の基準一覧

		1種病原体等	2種病原体等		3種病原体等		4種病原体等	
対象病原体等BSL		BSL4	BSL3	BSL2	BSL3	BSL2	BSL3	BSL2
保管の基準	密封容器に入れ保管庫で保管	○	○	○	○	○	○	○
	保管庫等の施設	○	○	○	○	○	○	○
	複数名での出し入れ	○	-	-	-	-	-	-
	保管施設のバイオハザード標示	-	○	○	○	○	○	○
使用の基準	複数名での作業	○	-	-	-	-	-	-
	安全キャビネット内での適切な使用	○(高度:クラスⅢ) ※クラスⅡB以上	○(クラスⅡ以上)	○(クラスⅡ以上)	○(クラスⅡ以上)	○(クラスⅡ以上)	○(クラスⅡ以上)	○(クラスⅡ以上)
	飲食、喫煙、化粧の禁止	○	○	○	○	○	○	○
	防御具の着用	○	○	○	○	○	○	○
	退出時の汚染除去等	○ ※消毒剤の使用	○	○	○	○	○	○
	排気、汚染排水・汚染物品の滅菌等	○(排気、汚染排水・汚染物品)	○(排気、汚染排水・汚染物品)	○(汚染排水・汚染物品)	○排気、汚染排水・汚染物品)	○(汚染排水・汚染物品)	○(排気、汚染排水・汚染物品)	○(汚染排水・汚染物品)
	管理区域に人がみだりに立入らない措置	○	○	○	○	○	○	○
	感染させた動物の持ち出し制限	○	○	○	○	○	○	○*1
	感染動物の逸走防止の措置	○	○	○	○	○	○	○
	実験室出入口へのバイオハザード標示	○	○	○	○	○	○	○
滅菌等の基準	汚染物品等の滅菌等	121℃、15分以上の高圧蒸気滅菌又は同等以上の効果を有する方法	121℃、15分以上の高圧蒸気滅菌又は0.01%以上の次亜塩素酸Na浸漬1時間以上又は同等以上の効果を有する方法	【毒素】 1分以上の煮沸又は2.5%以上水酸化Na浸漬1時間以上又は同等以上の効果を有する方法 【毒素以外】 左記の方法	121℃、15分以上の高圧蒸気滅菌又は0.01%以上の次亜塩素酸Na浸漬1時間以上又は同等以上の効果を有する方法	左記の方法	121℃、15分以上の高圧蒸気滅菌又は0.01%以上の次亜塩素酸Na浸漬1時間以上又は同等以上の効果を有する方法	【毒素】 1分以上の煮沸又は2.5%以上水酸化Na浸漬1時間以上又は同等以上の効果を有する方法 【毒素以外】 左記の方法
	排水の滅菌等	○ (121℃、15分以上の高圧蒸気滅菌、かつ0.01%以上の次亜塩素酸Na浸漬1時間以上又は同等以上の効果を有する方法)	○ (121℃、15分以上の高圧蒸気滅菌又は0.01%以上の次亜塩素酸Na浸漬1時間以上又は同等以上の効果を有する方法)	○ (0.00003%以上の残留次亜塩素酸Na、又は同等以上の効果を有する方法)	○ (121℃、15分以上の高圧蒸気滅菌又は0.01%以上の次亜塩素酸Na浸漬1時間以上又は同等以上の効果を有する方法)	○ (0.00003%以上の残留次亜塩素酸Na、又は同等以上の効果を有する方法)	○ (121℃、15分以上の高圧蒸気滅菌又は0.01%以上の次亜塩素酸Na浸漬1時間以上又は同等以上の効果を有する方法)	○ (0.00003%以上の残留次亜塩素酸Na、又は同等以上の効果を有する方法)

※ 陽圧気密防護服着用の場合(着用前に異常の有無を確認)

注釈) *1: 毒素を使用した動物は除く。

○ 運搬の基準(1種~4種病原体等)

- 運搬する場合には容器に封入すること。
- 容器は、次の基準に適合するものであること。
- 容易、かつ安全に取扱えること。
- 運搬中の温度・内圧の変化、振動等により、破損等が生じる恐れがないこと。
- みだりに開封されないように容易に破れないシール等が貼り付けられていること。(事業所内の運搬には適用しない。)
- 内容物の漏洩のおそれのない十分な強度・耐水性があること。
- 感染性物質危険物表示(バイオハザードマーク)が付されていること。(事業所内の運搬には適用しない。)
- 容器の車両等への積付けは、運搬中の移動、転倒、転落等により安全性が損なわれないように行うこと。
- この他厚生労働大臣が定める基準に適合すること。